

兵庫県公報

令和元年11月8日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第21号）

森林経営管理法の制定により、林業・木材産業改善資金に係る償還期間の特例が設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第21号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和52年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「適用」を「規定の適用」に改め、同項第2号中「適用」を「規定の適用」に改め、「もの」の右に「(第10号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第3号から第9号までの規定中「適用」を「規定の適用」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）附則第2条の規定により読み替えて適用する林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第9条の規定の適用を受けるもの 15年以内

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける林業・木材産業改善資金について適用し、同日前に貸し付けた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。